

市内居宅介護支援事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

### 令和3年度介護報酬改定による運営基準減算について（注意喚起）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、居宅介護支援につきましては、令和3年4月の法改正において、サービス提供の開始に際し、利用者へ前6月間に作成された居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合等の説明を行うことが新たに義務付けられ、これに違反した場合は運営基準減算が適用されることとなっています。市内においても、当該減算の適用となる事例が散見されております。

この点につきましては、既に集団指導等においてお示しさせていただいているところですが、あらためて周知させていただきますので、取り扱いに遺漏なきようよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1. 減算要件について

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

○前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

○前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

##### 2. 留意事項について

- ・文書の交付に加えて、それを理解したことについて署名を得る必要があります。
- ・署名がない場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。
- ・口頭で説明したことを支援経過等に記録しているだけでは足りません。

### 3. 対応について

現時点で文書を交付することによる説明ができていない事業者については、早急に文書を交付して説明をしていただくとともに、過誤調整の対応となりますので、まずは介護保険課施設指導係にご連絡いただきますようお願いいたします。

### 4. 参考

介護保険最新情報 Vol. 952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」の送付について」(令和3年3月26日厚生労働省老健局)

問111、問112

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365